

支援事業・制度の概要

分野	⑧学術・文化・スポーツ
活用する場面	VI「地域づくりの事業や活動について資金助成を受けたい」場面
事業・制度の名称	重要文化財等保存修理費補助金
趣旨	国指定文化財等の民間の所有者等が行う保存修理事業等に対し、国庫補助残の一部を助成します。
実施主体	国指定文化財の所有者等
支援対象事業	文化庁長官が定める文化財保存事業費及び文化財保存施設整備費関係補助金交付要綱による補助事業
採択要件、補助要件	文化庁長官が定める文化財保存事業費及び文化財保存施設整備費関係補助金交付要綱による補助事業
補助率、補助限度額等	予算の範囲内で、国指定文化財の所有者等が行う文化財の保存修理に要する経費に対し、県がその一部を助成します。(国庫補助残の1/3以内)
採択枠、募集方法、採択スケジュール等	国指定文化財の所在する市町の文化財保存事業計画により、事業実施年度当初に補助対象事業を決定
最近の実績	平成23年度 4件 重要文化財 大山祇神社の鎧保存修理(今治市)、目黒山形関係資料保存修理(松野町)、如法寺(大洲市)の仏殿保存修理、興隆寺(西条市)の防災施設事業
県の担当窓口	文化財保護課 文化財普及係 TEL 089-912-2978 FAX 089-912-2974 E-mail:bunkazaihogo@pref.ehime.jp
関係省庁、団体等	_____
関係URL	_____